

学校感染症による出席停止

学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合、集団感染を防ぐため出席停止となります。

学校感染症の種類と出席停止期間

種類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日目として発生後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症日を0日目として発生後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	解熱した後3日を経過するまで
	水痘	すべての発しんが痂痂化するまで
第3種	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*	感染のおそれなくなるまで

* 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）

出席停止期間を終えて登校する際に「治ゆ報告書」を学校に提出してください。

治ゆ報告書は、藤代紫水高校 HP からダウンロードしてください。また、記入は保護者の方をお願いします。

尚、学校保健安全法に定められた学校感染症以外の感染性疾患に罹患した場合は、原則として病欠欠席扱いとなります。ただし、主治医が本人の療養のためではなく、『流行・まん延するおそれがあるため出席停止とする』と判断した場合のみ同等の扱いとします。